兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条組合員は、保険料として次の区分による月額の合算額を組合に納付しなければならない。

1 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び 病床転 換支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定に よる納付金(以下 単に「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てる ため算定した基礎賦課額。

ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1)第一種組合員 1 人につき (組合職員を除く)29,500 円(2)第二種組合員 1 人につき5,000 円(3)准組合員 1 人につき12,500 円(4)組合職員 1 人につき12,500 円

(5)組合員・准組合員・組合職員の家族1人につき 9,000円

2 組合員は(第二種組合員を除く)、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准 組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合 に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者1人につき 5,500円

3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の 金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければ ならない。

介護保険法第9条第2号被保険者1人につき 6,000円

4 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の 世帯に属する被保険者(以下「被保険者等」という。)の相互扶助を目的とした、組合被 保険者等福利共 済事業の運営負担金として、組合員・准組合員の世帯に属する被保険 者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等1人につき

1,000円

(改 正)

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額の合算額を組合に納付しなければならない。

1 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び 病床転 換支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定に よる納付金(以下 単に「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てる ため算定した基礎賦課額。

ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1)第一種組合員 1 人につき (組合職員を除く)35,000 円(2)第二種組合員 1 人につき5,000 円(3)准組合員 1 人につき13,000 円(4)組合職員 1 人につき13,000 円(5)組合員・准組合員・組合職員の家族 1 人につき9,500 円

2 略

3 略

4 略

(現 行)

(保険料の減免)

- 第34条 保険料の納付義務者が前条各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められるものに対し、その申請により理事会の承認を得て、規約第26条第1項に規定する基礎賦課額について減免することができる。

ただし、その申請は当該年度の7月末日までの申請は年度当初から、それ以降の申請 は、申請のあった翌月より基礎賦課額を減額することができるものとする。

3 前項の規定による基礎賦課額は次のとおりとする。

(第一種組合員基礎賦課額)

区分		組合員	准組合員	家族
150 万円以上 200 万円未	満	18,000円	12,500 円	3,500円
100 万円以上 150 万円未	満	13,000 円	12,500 円	3,000円
50 万円以上 100 万円未	満	8,500円	12,500 円	2,500円
50 万円未満		4,000 円	12,500 円	2,000円
0		2,000円	12,500 円	1,500円

(第二種組合員基礎賦課額)

区	分	組合員	准組合員	家	族
100 万円以上 200 万円未満		4,000 円			
100 万円未満		2,000円			
0		1,000円			

(改 正)

(保険料の減免)

第34条略

2 略

3 略

(第一種組合員基礎賦課額)

区	分	組合員	准組合員	家族	
150 万円以上 200 万円未満		21,500 円	13,000 円	3,500円	
100 万円以上 150 万円未満		15,500 円	13,000 円	3,000円	
50 万円以上 100 万円未満		10,000 円	13,000 円	2,500円	
50 万円未満		5,000 円	13,000 円	2,000円	
0		2,500 円	13,000 円	1,500円	

(第二種組合員基礎賦課額)

肿タ

附則

この規約は、令和7年4月1日より施行する。

ただし、この規約による第26条の規定は、令和7年4月分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による